



2021年2月19日

日本鉄道労働組合連合会

JR連合の重層的な取り組みが功を奏し 雇用調整助成金の特例措置の継続が決定

2月12日、厚生労働省は新型コロナウイルス感染症の感染拡大による雇用への影響の長期化等を踏まえ「新たな雇用・訓練パッケージ」を公表した。この中で雇用調整助成金の特例措置については、JR連合が期間延長とともに訴えた“休業規模要件”や“大企業に対する助成率の引き上げ”を含めた4月末まで現行取り扱いの継続と、5～6月の特例措置の段階的な縮減および感染拡大地域、業績の厳しい企業への特段の措置の実施を明らかにした。今回の措置の延長は私たちの取り組みの成果であることに違いない。ただし5月以降の詳細には確定していない点もあり、JR連合の要望が確実に盛り込まれるよう引き続き取り組むこととする。

昨年来のコロナ禍に伴い、とりわけ緊急事態宣言の再発令やGotoトラベル事業の停止によってJR産業は甚大な影響を受け、JR各社およびバス、船舶、ホテル、物販、旅行業などで働く多くの仲間が一時帰休を余儀なくされている。雇用調整助成金の特例措置は雇用維持の命綱であり、「JR産業に関わる緊急政策課題の解決を求める署名」では22万筆超を集約して感染収束までの特例延長を最重要課題として求めてきた。以降もJR連合の働きかけで1月に交運労協が国に要請を行ったほか、泉健太衆議院議員（国会議員懇副会長）が2月5日の国会質問で「緊急事態宣言の解除日によらず4月末まで特例を延長する」という答弁を厚生労働大臣から引き出した。こうした関係議員や連合・交運労協と連携した取り組みの結果、今回の公表に至ったものである。

厚生労働省は7月以降について「雇用情勢が大きく悪化しない限り、更に縮減」する意向を示しており、今後の動向は予断を許さない。JR連合はJR産業で働く仲間の雇用と生活を守るため、特例措置の延長をはじめ、政策活動を積極的に展開していく。

新たな雇用・訓練パッケージ①（雇用の下支え・創出）	
令和3年1月28日に成立した令和2年度第3次補正予算を活用し、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）を迅速かつ適切に執行し、雇用の下支え・雇用創出効果を円滑に発現していくとともに、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響が長期化していることを踏まえ、以下のとおり取り組む	
雇用調整助成金の特例措置による雇用維持	現行の緊急事態宣言を前提
<ul style="list-style-type: none"> ● 現行の特例措置の取扱い <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月末まで現行の特例措置を継続（緊急事態宣言が2月中に全国で解除された場合も4月末まで継続） 日額上限：（1日1人あたり）15,000円 助成率：（中小企業）最大10/10、（大企業）最大3/4 ● 5月～6月の特例措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則的な措置を段階的に縮減 日額上限：（1日1人あたり）13,500円 助成率：最大9/10（中小企業） ・ 感染拡大地域特例（※）・業況特例（全国・特に厳しい企業） 日額上限：（1日1人あたり）15,000円 助成率：最大10/10（中小企業・大企業） <p>（※）まん延防止等重点措置対象地域に指定された地域があれば、営業時間の短縮等に協力する飲食店等を対象 → 7月以降は、雇用情勢が大きく悪化しない限り、原則的な措置、特例措置を更に縮減</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 雇用維持要件の緩和 一定の大企業・中小企業の全てについて、令和3年1月8日以降、4月末までの休業等については、雇用維持要件を緩和し、令和3年1月8日以降の解雇の有無により、適用する助成率（最大10/10）を判断 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 大企業のシフト制労働者等への対応 <ul style="list-style-type: none"> ● 大企業のシフト制労働者等への休業支援金・給付金の適用 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、大企業への雇用維持支援策の強化の一環として、大企業で働くシフト制等の勤務形態で働く労働者（※）が休業手当を受け取れない場合に、休業支援金・給付金の対象とする （※）労働契約上、労働日が明確でない方（シフト制、日々雇用、登録型派遣） ① 原則本年1/8以降（例外的に都道府県ごとに時短要請（昨年11/7以降）が発令された時以降）の休業：休業前賃金の8割 ② 昨年4月から6月末（緊急事態宣言解除月の翌月）までの休業：休業前賃金の6割 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症対策業務等による雇用創出への支援 <ul style="list-style-type: none"> ● 感染症対策業務等による雇用創出とハローワークにおける専門窓口の設置等 ワクチン接種体制の確保、地方創生臨時交付金活用事業、水際対策等により、計10万人規模の雇用創出効果が見込まれる。ハローワークに専門窓口を設置し、地方自治体等の迅速な人材確保のため、求職者への情報提供・職業紹介を積極的に行う支援や、地方自治体の住居・生活支援施策の窓口との連携等を実施する 	